

船舶事故等調査報告書

平成21年12月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第310号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年8月21日 16時25分ごろ	
発生場所	播磨灘航路第4号灯浮標北北西1,400m付近 (概位 北緯34°31.6′ 東経134°38.4′)	
事故等調査の経過	平成21年10月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 ^{たいせい} 大政丸、199トン 129530、株式会社木下海運 B 漁船 ^{りゅうせい} 隆清丸、4.95トン HG3-41610（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、四級海技士（航海） B 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 船首部に破口及びき裂	
事故等の経過	A船は、船長ほか1人が乗り組み、岡山県水島港に向けて播磨灘を西進中、B船は、船長1人が乗り組み、形象物を掲げて漁ろう中、平成21年8月21日16時25分ごろ、A船の左舷船首部とB船の船首部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 低潮時	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 船長Aは、播磨灘を航行中、窓枠により死角のある船橋内で椅子に座って船橋当直を行い、適切な見張りを行わなかったため、B船に気付かずに航行した可能性があると考えられる。 船長Bは、B船が形象物を掲げて漁ろう作業を行っているので接近する他船が避けてくれるものと思込み、適切な見張りを行わなかったため、A船の接近に気付かなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、播磨灘において、A船が西進中、B船が漁ろう中、両船が適切な見張りを行わなかったため、A船が漁ろう中のB船に気付かずに航行し、また、B船がA船の接近に気付かずに航行して両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	